

B型肝炎ウイルス性肝炎の核酸アナログ製剤治療費助成は



年1回更新が必要です。

B型肝炎ウイルス性肝炎の核酸アナログ製剤治療費の助成の
受給者証の有効期間は1年間となっています。
治療を継続されている場合は更新の手続きを行きましょう。



◆更新申請に必要な書類◆

- 1.申請書（マイナンバー利用する場合は裏面に世帯全員の直筆の署名・マイナンバーを記載）
- 2.肝炎治療受給者証の写し
- 3.印鑑
- 4.健康保険証の写し（世帯合算除外申請される場合、本人分以外に配偶者・除外者分の健康保険証の写し）
- 5.世帯全員の住民票謄本（続柄記載分・3か月以内のもの）

<マイナンバー利用しない場合>

- 6.市町村民税課税証明書（世帯全員分）※世帯合算除外申請をされる場合、別途、市町村民税所得・課税証明書が必要になる場合があります。

<マイナンバー利用する場合>

- 6.申請者本人のマイナンバーカード（顔写真付き）
または
通知カード（顔写真なし） + 身分証明書（運転免許等顔写真が確認できるもの）

- 7.お薬手帳等治療内容が分かる資料の写し（ただし、診断書を提出する場合は不要）

※3年に1回※

- 8.診断書または参考様式（血液・画像検査（エコー・CT・MRI等）結果+お薬手帳の写し添付）
※参考様式は医療機関の肝炎医療コーディネーターに作成してもらう他、保健福祉事務所でも作成できます。

<提出例>

治療開始時	更新1年目	更新2年目	更新3年目	更新4年目	更新5年目
8 診断書等	7 お薬手帳	7 お薬手帳	8 診断書等	7 お薬手帳	7 お薬手帳

※3年に1回8.「診断書等」を提出する時以外の更新では、7.「お薬手帳等（治療内容がわかる資料）」のみで可能です。

◆申請期間◆

受給者証の有効終期の**3か月前から更新申請可能です。**
また、有効期間が切れた後、**3か月以上経過すると、更新申請はできません。**
治療開始時と同様の手続きが再度必要になりますので、有効期間には充分ご注意ください。

◆助成の区分◆

各種保険診療請求額から、下記の自己負担限度額を除いた額を国と県で助成します。

階層区分	世帯の市町村民税（所得割）課税年額	自己負担限度額（月額）
甲	235,000円以上	20,000円
乙	235,000円未満	10,000円

※助成の区分は世帯の市町村民税（所得割）課税年額によって毎年変更が生じる場合があります。
※世帯員で、申請者及びその配偶者との関係において相互に地方税法上・医療保険上扶養関係にない者については世帯合算から除外することができます。

◆核酸アナログ製剤治療受給者証更新の流れ◆

3年に1回

医療機関
(病院・クリニック)

①医師の診断書

または
参考様式と添付する書類
・血液検査と画像検査（エコー、CT、MRI等）の結果



診断書提出時
以外は毎年

薬局

②お薬手帳（または 処方箋の写しなど）



市役所
(役場)

お住まいの市町の市役所や役場で
③住民票謄本（世帯全員分・続柄表示）を取得



マイナンバーを利用しない方は
④市町村民税課税証明書（世帯全員分）を取得

- ⑤肝炎治療受給者証交付申請書
- ⑥健康保険証の写し
- ⑦印鑑
- ⑧肝炎治療受給者証の写し



マイナンバーを利用する際は

- ⑨申請者本人のマイナンバーカード（顔写真付き）
通知カード（または 顔写真なし） + 身分証明書（運転免許等顔写真が確認できるもの）

- ⑩申請書の裏面に**世帯全員分の直筆の署名とマイナンバーを記載**

①～⑩で必要なものをあわせて 月 日までに保健福祉事務所に提出

※提出にはその月によって締切があります。
毎月第3水曜が締切の場合が多いですが、月によって変わる事があります。

保健福祉事務所

お住まいの地域	管轄の保健福祉事務所	電話番号
佐賀市、多久市、小城市、神崎市、吉野ヶ里町	佐賀中部保健福祉事務所	0952-30-1905
鳥栖市、基山町、みやき町、上峰町	鳥栖保健福祉事務所	0942-83-3579
唐津市、玄海町	唐津保健福祉事務所	0955-73-4186
伊万里市、有田町	伊万里保健福祉事務所	0955-23-2101
武雄市、鹿島市、嬉野市、大町町、江北町、白石町、太良町	杵藤保健福祉事務所	0954-22-2104
佐賀県健康福祉部 健康増進課 がん撲滅特別対策室		0952-25-7491

その他、
ご不明な点は
こちらまで